

令和5年(行ク)第1号 仮の差止め申立事件

(本案・令和4年(行ウ)第35号 建物解体撤去等差止請求事件)

決 定

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

5

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

10

- 1 相手方は、本案判決が確定するまで、別紙2物件目録記載の建物を解体撤去してはならない。
- 2 相手方は、本案判決が確定するまで、別紙2物件目録記載の建物の解体撤去の工事に関する請負代金を支出してはならない。

第2 事案の概要等

15

1 事案の概要

20

本案訴訟は、相手方が平成30年12月に別紙2物件目録記載の物件(以下「百年記念塔」という。)の解体撤去を決定し、北海道議会が令和4年3月に解体撤去費の一部を含む予算を可決したことから、申立人らを含む87名が、相手方に対し、行政事件訴訟法37条の4に基づき、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出の差止めを求める事案である。

本件は、申立人らが、相手方に対し、本案訴訟に付随して、行政事件訴訟法37条の5第2項に基づき、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出の仮の差止めを求める事案である。

2 前提事実

25

一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者

申立人らは、北海道の住民である。

(2) 百年記念塔の解体撤去の決定等

ア 百年記念塔は、北海道百年記念塔建設期成会によって、野幌森林公園内の記念塔広場(札幌市厚別区厚別町小野幌53番2)に建設された鉄塔である。

5 相手方は、昭和45年7月に北海道百年記念塔建設期成会から百年記念塔の寄付を受け、それ以降、百年記念塔を行政財産(地方自治法238条4項)として維持管理をしてきたところ(疎甲15、疎乙1)、老朽化が進み、利用者の安全を確保することができなくなったことから、平成26年7月以降、百年記念塔への立入を禁止する措置を講じた。その後、相手方は、平成30年12月、利用者の安全確保や将来世代の負担軽減等の観点から、百年記念塔を解体することを決定した。(疎甲16・9頁、疎乙2・9頁)

イ 相手方は、令和4年2月、百年記念塔の解体撤去に関し、令和4年度一般会計予算に歳入歳出予算4326万9000円を計上したほか、期間を令和4年度から同6年度まで、限度額を6億0300万円とする債務負担行為(地方自治法214条)を定め、当該予算案は、令和4年3月24日、北海道議会で可決承認された(疎甲17、疎乙3)。

ウ 相手方は、伊藤組土建株式会社(以下「工事請負業者」という。)との間で、令和4年10月14日、工事代金額を5億7420万円、工期を同日から令和6年5月31日までとする百年記念塔解体工事に係る請負契約を締結した。そして、工事請負業者は、令和4年11月7日頃から、同工事に着手した(疎甲10、疎乙5)。

(3) 本案訴訟の提起等

申立人らを含む87名は、令和4年10月3日、本案訴訟を提起した。その後、申立人らは、令和5年2月24日、本件申立てをした。

3 当事者の主張

申立人らの主張は、別紙3「仮の差止めの申立書」記載のとおりであり、これ

に対する相手方の主張は、別紙4「意見書」記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 仮の差止めの申立てが認められるためには、本案訴訟である差止めの訴えが適法に係属していることを要するところ、相手方は、申立人らが差止めを求める百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出が、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法3条7項、2項。以下「処分」という。）に該当しないとして、本案訴訟は不適法であると主張する。以下、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出が「処分」に当たるかを検討する。

(1) 抗告訴訟としての差止めの訴えの対象となる「処分」については、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁等参照）。

(2)ア 本件において、申立人らが差止めを求める相手方の行為は、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出であるところ、百年記念塔の解体撤去は、相手方が、その所有する百年記念塔について、地方自治法149条6号に基づき行政財産（同法238条4項）の処分（廃棄）として、相手方と工事請負業者との間で締結された請負契約に基づいて工事請負業者が実施する事実行為にすぎず、その解体撤去のための費用の支出についても、相手方と工事請負業者との間の請負契約の締結という私法上の契約を締結するにとどまる支出負担行為（同法232条の3）や、会計管理者による支出行為（同法232条の4）という事実行為にすぎないものである。

そして、これらの行為自体が、申立人らを含む北海道の住民に何らかの行動を義務付けたり、その法律上の権利義務を形成したりするものであるとは認められないし、そのような法律効果を生じさせることを根拠付ける法令上の規定も見当たらない。

以上によれば、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出は、いずれも直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものには当たらないというべきである。

イ これに対し、申立人らは、相手方による百年記念塔の解体撤去が、北海道の住民に認められた百年記念塔を利用等する利益やそれによる精神的価値等を喪失させることとなるなどと主張する。しかしながら、百年記念塔が解体撤去されることにより、百年記念塔を利用等することができなくなるのは、野幌森林公園を訪れた不特定多数者に対する一般的抽象的な事実上の影響にすぎず、申立人らが主張する住民自治に関する諸規定も、百年記念塔の解体を検討するに当たって申立人らの主張する権利ないし利益に具体的に配慮すべきことを義務付けているとはいえないことなどに照らすと、申立人らの主張は、前記結論を左右するものではない。

(3) したがって、百年記念塔の解体撤去及びそのための費用の支出は、抗告訴訟としての差止めの訴えの対象となる「処分」には該当しないものと認められ、本案訴訟は不適法である。

以上によれば、本件申立ては、適法な本案訴訟の係属を欠き、不適法であるといわざるを得ない。

2 よって、本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これをいずれも却下することとして、主文のとおり決定する。

令和5年3月28日

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 谷 口 哲



裁判官 藪 田 貴

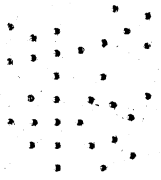


裁判官

北

村

規



これは正本である。

令和5年3月28日

札幌地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 寶 金 志 坂

